

能美市建設工事成績評定要領

平成17年4月1日

告示第191号

(目的)

第1条 この要領は、能美市が契約する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規程する建設工事をいう。以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。

2 評定の対象とする工事は、能美市が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、建築工事、その他これらに類する工事とする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害復旧、修繕等のための応急工事又は緊急工事のほか、工事の規模及び内容により土木課長が必要がないと認めたものについては、評定を省略できるものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事成績（工事の施工状況、目的物の品質等を評価）について行うものとする。

(評定者及び評定比)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「第三次評定者（検査員）」という。）並びに監督を行う者（以下「第一次評定者（監督員）」という。）及び監督員を指導する者（以下「第二次評定者（工事担当課課長補佐）」という。）とする。

2 評定比は次表のとおりとする。

区分	評定者	評定費
第一次評定者	監督員	0.4
第二次評定者	工事担当課課長補佐	0.2
第三次評定者	検査員	※0.4

※ 中間検査のある場合の評定比は、中間検査0.2、完成検査

0.2とする。

※ 中間検査が2回以上ある場合は、その平均値とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、別記様式第2によるものとする。

4 評定結果は、別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。

5 評定にあたっては、石川県土木部工事成績評点要領の別紙-4の「記入方法及び留意事項」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「工事特性」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

6 建築工事の場合は、別記様式第1から別記様式3については、それぞれ別記様式第4から別記様式第6によるものとする。

(評定の時期)

第6条 成績評定の時期は、第三次評定者(検査員)にあつては、中間・完成検査実施時、第一次評定者(監督員)及び第二次評定者(工事担当課課長補佐)にあつては、工事の完成の時期とする。

(成績評定結果の報告)

第7条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく第一次評定者(監督員)及び第二次評定者(工事担当課課長補佐)は主務課長に、第三次評定者(検査員)は土木課長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第8条 土木課長は、工事成績評定通知書により、評定点を当該工事の受注者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

この告示は、平成17年4月1日以降に完成する工事について適用する。

附 則(平成18年4月1日告示第75号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日告示第52号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日告示第40号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第91号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第33号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第64号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第98号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

参 考 資 料

工事成績評定結果の評価区分は、次表のとおりとする。

工事成績評定の評価区分表

区分	評定点の基準値	総合評価
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上80点未満	標準的な工事の中で優れた工事
C	65点以上75点未満	標準的な工事
D	60点以上65点未満	今後、改善すべき事項のある工事
E	60点未満	今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事